

別紙

法 令 名	道路交通法（昭和35年法律第105号） 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
根 拠 条 項	別紙のとおり。
趣 旨	道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）が令和4年5月13日に施行されることに伴い、運転免許に係る行政手続き法（平成5年法律第88号）に基づく審査基準、処分基準が改定されたもの。
改 正 等 の 概 要	1 審査基準 警察庁が示すモデル基準に基づき ・ 運転免許取得者等教育の認定にかかるもの ・ 運転免許取得者等検査による認定にかかるもの ・ 第二種免許、大型免許、中型免許を受けるための教習（いわゆる特例教習）の課程の指定にかかるもの などについて、審査基準を新設、改正のほか、その他のものにつき、根拠条項等所要の修正を行った。 2 処分基準 警察庁が示すモデル基準に基づき、 ・ 運転免許取得者等教育の認定の取消しにかかるもの ・ 運転免許取得者等検査の認定の取消しにかかるもの などについて、その基準を新設、改正のほか、その他のものにつき、句等所要の修正を行った。 ※ いずれも、内容は警察庁が示すモデル基準のとおり。
施 行 日	令和4年5月13日
県民意見等を募集しなかった理由	国民のパブリックコメント手続等を経て道路交通法の一部改正等が行われ、これに伴って警察庁からモデル基準が示されたもので、同基準に沿って改正されたものであることから、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。
その他参考事項	